



# 大津市公報

令和2年11月13日  
号外(第65号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

### ○ 監査委員告示

- 9 大津市職員措置請求に係る監査結果について..... 1

## 監査委員告示

### 大津市監査委員告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により令和2年9月15日に受け付けた大津市職員措置請求について、監査を実施したので、その結果を同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年11月13日

大津市監査委員 土屋 薫  
同 重森 昭彦  
同 山本 久子  
同 津田 穂積

大津市職員措置請求に係る監査の結果について

#### 第1 請求の受付

##### 1 請求書類の受付年月日

- (1) 監査請求書及び監査請求事由説明書の受付

令和2年9月15日

- (2) 大津市職員措置請求書及び再調製された監査請求事由説明書の受付

令和2年10月6日

##### 2 請求人

A

B

C

##### 3 請求の要旨(請求書類要旨)

- (1) 監査請求書

D自治連絡協議会と橋本財産区管理委員会が関係する、橋本財産区財産の保有金にかかる補助金申請実務から大津市からの補助金の交付決定、補助事業完了報告等会計監査(検査)の実務について、いろいろと不適正な不信点があり、補助金の交付に問題があると疑っているものであり、地元の有知識者の人達は、D自治連絡協議会の予算の執行問題、特に決算書に問題があると不信を抱いている人達から、行政書士として市民相談を受け、断り切れず引き受けた事情で有ります。B様とC様は最近の自治連絡協議会長であり、最近の事情を親切に教えてもらったので、連名で監査請求をしました。

参考資料及び当時の経験等については、知る限りの説明は惜しみません。私、Aも自治連絡協議会長2年、財産区管理委員長8年の経験があり、当時の状況について、ご質問にお答えします。

大津市管財課の補助金行政について、不信と不誠実な行政について、この際多くの地元住民の期待に沿える監査結果をお願いします。

「監査請求事由説明書」を同封しています。詳細については、監査委員さんの質問にお応えします。

- (2) 大津市職員措置請求書

ア D自治連絡協議会会長が橋本財産区関係の補助金を大津市長から受け、事業をして(?)事業の完了報告書、決算書、予算書、証拠書類等を提出していることと推察していますが、地元住民の不信、反感の厳しい意見を聞き断ることができず、自治連絡協議会長に全てがわかる資料の情報公開の請求を「書留・特定記録郵便物等」の手段で二回と普通郵便で二回ほど請求したが、非常識、無責任な会長は何ら説明(回答)をしてきません。

財産区関係の補助金の交付に係る事業の完了に伴う、大津市管財課の監査(検査)について、不信と無責任な対応があるように推察をして、監査委員さんの厳重な書類等の監査をお願いします。

目的は不適正(不正行為)を明らかにして、補助金の返還命令をされることを期待します。その大

津市監査委員会の監査の結果報告書・説明書を期待されている地元住民に報告する予定でいます。

イ 監査請求の「時効」の期限まで、何年か遡って厳しく監査してください。

ウ 自治連絡協議会長の経験者二人の保存していた参考資料は提出します。

エ 橋本財産区管理者、大津市長山田豊三郎さんと当時のD自治連絡協議会長Eさん以前からの「財産区財産管理委託契約」の締結について、当時の会長であったAが契約内容について疑義があり、再検討をされるように指摘した記憶があり、いまだに大津市長は内容を精査、検討されず、不適正な事実を感知しないで惰性で契約の更新をされていることについて、厳しく異議の抗議をします。

昔から地元の先輩は機密費：領収書の要らないお金やと聞いていて、その際改めようと指摘して全員の反対を受け、小生は辞職を考えたが、地域の世間体の事もあり負けたことを今も記憶にあります。この際に大津市長の補助職員は不勉強を再認識され改める指摘をされることを期待します。

オ この際、再度「監査請求事由説明書」を添付します。詳細については、機会があれば具体的に説明をします。

カ その他、諸々の大問題についても、別途資料を提出して説明をします。参考にしてください。

(3) 令和2年10月6日に受け付けた監査請求事由説明書

ア 昨年末から、Fの財産区は「可笑しい・不信問題点」がある声（厳しい意見）を聞き関わりたくないで放置していたが、「行政書士として市民相談」を受け、小生の信用問題を感じて、元の自治連絡協議会長経験者のお二人に当時の実態について、詳細にわたり親切に教えてもらったところ、Fの変貌に驚いています。

イ 自治会活動は衰退の方向に足取り早く進んでいて、崩壊は時間の問題であろうと私は推測しています。最近では役員に成る人はほとんどいない実態があるが、二人の例外もあります。

ウ 監査請求の目的（意図）は公金である財産区の補助金の交付（申請業務）、事業の執行報告に係る大津市の検査（監査）について、大津市の管財課の不適切と見ている事務処理に対する不信点について、管財課の監査等責任のある説明を厳しく求めるものであります。

エ 橋本財産区の保有金（お金）であっても、大津市と地元の自治連絡協議会と財産区管理委員会の責任者が直接関係する公金である自覚が薄いように見えています。その事務処理について、不信に感じて、補助金の返還命令に関する監査請求をお願いしたものです。

オ 小生は国の会計検査を何年も受けてきた経験者から、見ていますが、不勉強・無責任者である公務員と見えています。税金の公金と財産区の公金の違いについて、公務員（管財課職員）の責任のある説明を求めるものです。

カ 大津市は補助金の交付に係る、事後処理と曖昧な問題点が多々あります。

(7) 補助事業の書類検査（審査）の問題があります。事業の完了検査等の現場が伴う場合は専門家（技術職員）の現地検査はしていないだろう。補助金申請に曖昧な事務処理があるように見えています。形式的な書類の提出を求めて、補助金に係る事業の執行監査の簡略化をして監査なしで、補助金の交付をしている様に推測しています。このことについては真剣に説明されるように監査委員さんの厳しい指摘をお願いします。

(イ) 事業計画書の書類等（責任者の決裁印等の書類）の確認、及び書類検査の状況に不信を感じています。

(ウ) 金銭の出納には、まず、元帳が基本で、次に予算差引簿の正確な記帳が原則です。決算書を見れば適切な流用に係る記帳（事務処理）がされていない実態があります。このような記帳等事務処理がされていないように想像します。このような実態を大津市は把握されていないと思います。

(エ) 経理事務が適正にされていないか？真剣な書類審査の不適正を指摘しますので、明解な説明を強く求めます。

(オ) 領収書が一番大事な証拠書類であり、その検査はされていないように感じます。

キ 自治連絡協議会の平常事務の記帳等、書類の整理状況の検査について疑問点が多々あります。

(7) 元帳の記録保存状況の検査について。

(イ) 予算差引簿の記帳検査について。特に予算流用の記帳知識の不正事務処理の検査について。特に予算の流用の意義、事務処理が不適切である実態があります。

(ウ) 決算書を見れば不適正の事務処理の年次があるが、大津市の管財課の指摘、指導は如何だったでしょうか。無責任な行政指導、監査の実態について、実態を明らかにするため、監査委員さんのお力をお願いします。

(エ) 補助金の交付申請に係る添付書類について、予算書、決算書、事業計画書及び事業報告書等、不適切書類の審査の問題が多々あると推察しています。大津市の検査責任と指摘指導は如何なものか不信を感じています。

(f) 会計関係の事務処理の不適正事項が多々あると見ていますが、公金の取り扱いの姿勢と無責任感に問題があり不信感があります。管財課の検査及び行政指導に問題があると見ています。

ク 大問題を厳しく指摘します。

(7) 財産区財産管理委託契約（以下、「委託契約」と表現する。）を締結についての、大問題があります。実態の説明は質問に答えます。

(1) 小生が自治連絡協議会長を引き受けた時に、この委託契約は、常識的に考えても理解できない「機密費」であり、広く地域住民の反感を受ける大問題やと強く意見を言ったら、全員の自治会長の反対を受けて、辞職を考えたが、地元の世間体を考え全員の反対者の意見に負けた過去があります。

(2) この大問題について、先輩諸兄に聞いたところ、「機密費で有り領収書が要らない。」自治連絡協議会長の交際費やと説明を受けた。

(3) この委託契約の趣旨を理解しないまま、財産区管理員の職責と自治連絡協議会長の職責を理解しないで、好き勝手の振る舞いをしていることに、管財課は無責任に把握（理解）をしていないことに大きな問題が潜在しています。この際、財産区と自治連の職責について検証するチャンスでしょう。

(4) 小生の意見は、事業目的の説明ができる、事業費を予算化して、適正な事務処理をした予算執行をすべきであります。それが補助事業の執行で有り、その事について、管財課は委託契約の意義を理解していない事について厳しく追求したいです、そして管財課の見解について責任のある説明をもとめます。

(5) 委託契約そのものが、不正事実を正当化した大問題の事務処理であり、管財課の管理職以下、平常は無関心、無責任、不勉強と言いたいですが、これに対し管財課の責任の在る説明を迫ります。

(6) 財産区管理委員会会長と自治連絡協議会長は、住民自治の期待と責任の在る役職の責任意識が必要で、今のトップの役員の常識の欠如に呆かれています。

(7) その一つに「お預かり書」問題があり、財産区補助金の問題であります。現金の経理処理の不明瞭が信用問題であり、自治連と財産区の長は、役職を超越した、好き勝手なことが罷り通っている事実があり、管財課は使途不明の現金の不適切な経理処理に気が付かないほど、補助金に係る検査が無責任やと言いたいです。形式的な書類の表面を形式的に見て実態の全てを合格として、補助金を交付されています。このようなでたらめな補助金の交付を長年してきたと見ています。

(8) 自治連会長の選考であるが、主として居住している所在とは異なる、居住していない事務所的な所在から、会長になっている実態があり、付近の住民の人達は不思議に思っていて、小さい声を上げて不信の声がでています。

(9) 自治会長を選ばれた住居とは異なるらしい、近所の住民から質問を受け困っています。住民登録法にふれるかも？そのような人物が自治連絡協議会長である。Fは、そのような非常識が罷り通る恥ずかしい町内でもあります。

(10) 現に公共工事の残土処分について、財産区管理のため池を埋め立てしたい申し入れを自治連絡協議会長が受け、水利組合の代表に話を持ち掛けている事実があります。委託契約と財産区管理委員の職責の問題が起ころうとしている。

(11) 職責と委託契約の好き勝手な解釈をしていると判断すべきでしょう。管財課の見解と指導について、厳しく追求します。常識では理解し難い問題が秘めているかも、記述は差し控えますが。管財課の指導力と委託契約についての解釈の説明を迫ります。

(12) 結論は、役職と責任の自覚がない、財産区管理委員と自治会関係の在り方を明解にされるように責任のある行政指導を厳しく迫ります。補助金にかかる事業の執行に係る責任問題であります。

(13) 自治会は昔からの流れの、法的根拠の無い任意団体であることを管財課は理解しているだろうか？

(14) 財産区の管理委員の選任は、Fの場合は、昔から旧七町の自治会から選任する申し伝えがあり、それを継承してきました。年配の多勢の男女の人達は広く認識されています。それが今回崩壊されました。

(15) 財産区管理委員の選任の歴史はF独特の土地柄のいろいろなことがあるが、昔からの申し伝えが消えた状態になった今日、これからは七町の住民は親切に相談に応じ、教える人がいるだろうか？心配です。

(16) 何故、旧七町の自治会員の中から選任されたかは、昔からのF独自の歴史があり、水利権問題、境界確定協議等秘めたる問題がいつ起こるか判らないことに対応して、円満解決をしなければならない、そのような歴史、経験話を聞かされているのが旧七町の住民であります。

(ツ) 昨年の年末から自治連絡会協議会と財産区の運営に強い関心をもっている住民がおられ、結果の報告を楽しみにされていることに責任を感じています。

ケ 重ねて27万円の「お預かり書」問題であります。これは財産区関係の補助金問題であります。不可解で常識を逸脱した理解し難い問題であります。自治連絡協議会長と財産区管理委員会の会長と職責を明確にされていない立場で、その27万円の経理処理が不明瞭のやり取り（話し合い？）があるように疑心の気持ちです。その時の会話は想像できるでしょう。このようなことが影で罷り通っている事実があります。地域住民に対し如何に説明をされるのでしょうか？何故財産区会長が自治連の役職を超えて、不明瞭な「お預かり書」を差し出して介入されたのか、不思議です。これは役職を逸脱して癒着している証拠であります。恥ずかしい事実であります。

これは監査結果を明解にして地域住民に報告しなければならないでしょう。

コ この際に、Fの恥とも言える会議記録について、重大な問題が潜んでいるので、あえてその概要を記述しますと、自治連絡協議会の会議です。常識では理解できない、記述し難い会議がされた記録があり、会議録（議事録）等、後日会議の記録があります。その書類を見れば、激しい攻撃的（人権問題発言？）な役員への罵声の記録があります。それがFの自治会関係の会議の証拠書類であります。これは専門の人権問題の相談に行く予定をしています。

サ この際、Fの住民として、恥を覚悟で、財産区関係の補助金問題にかかる行政の指導等対応について、監査委員会のお力を借りて、補助金の返還命令の裁定をされることを期待しています。

地元の住民の関心は高く、期待されているので、この結果の報告会に期待されていて、納得される報告会をしたいと計画しています。

シ 重ねてのお願いであります。地元の補助金申請に係る一連の書類等の無責任行為に対する、行政の曖昧な補助金の交付に対する抗議をして、是正を求めるものであります。

ス 要約（まとめ）

(ア) 監査請求の目的は理解し難い不適正な財産区関係の補助金の返還命令問題です。

(イ) 財産区の役職の責任問題と行政の指導力問題です。

(ウ) 補助金事業に係る一切の書類（現場も）不信に思っています。厳しい監査をお願いする問題です。大津市も自治連も公金の意識不足について厳しく追求するものです。

(エ) 法的根拠の無い、昔からの惰性のD自治連絡協議会に対する補助金の不適正交付と会計書類一切の検査について、行政としての曖昧な大問題であります。その責任問題として、大津市にもあります。その点について厳しく追求します。

セ このような自治会関係（財産区関係を含む）の住民に不信・反感を抱かれる自治会運営は終わりにしなければならない。自治会活動の衰退は予想以上に進んでいる今日、よほどの名案を考える賢人が現れない限り、自治会活動の崩壊は時間の問題でしょう。大津市の曖昧、無責任なかかわりについて、これから如何に認識を改められるのか、注視していきます。議会で問題にならないのが不思議であります。議員さんは関心が無いのでしょうか？財産区についてご存じないのでしょうか。

公金を扱う責任問題であり、大きい声を上げて問題提起します。

ソ 大津市も真剣に取り組まれることを期待します。また、関心のある先輩諸兄の期待に副うため公開の場で監査結果の説明会をする予定です。

以上、これらの疑問点・不信点について、責任のある管財課に情報公開を求めても、期待はできないと判断して、監査委員様の、厳しい監査、指導に期待して、恥をしのいで、伏せてお願いするものです。

## 第2 監査の実施

### 1 請求人の陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和2年10月14日に監査室において、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

陳述には、請求人3名が出席し、追加資料の提出があった。請求書類に記載のない事項についての請求人の陳述の概要は、次のとおりである。

(1) D自治連絡協議会の会則では、理事及び監事は相互に兼ねることができないが、平成31年度の決算の際に、理事で（あるために監事となる）資格のない人が会計監査をしている。

(2) 問題点は、（地元）受益者団体の者が、財産区（管理委員）を併任しているところである。

(3) （対象は何年度の補助金、委託料で、どのような理由により、大津市にどれだけの損害が生じているかとの問いに対して）資料が入手できない。地元の役員は情報公開請求しても音沙汰がない。（年度や損害額は）分かりません。管財課に（情報を出すように）言っても、言わないと思う。

(4) （住民監査請求が）1年以内でしかできないと（法律にあると）しても、フォローの部分で、1年以

上の場合であっても、できる場合があると思う。

- (5) 管財課はもっと正確な監査をすべきだということを、監査委員から指摘していただきたい。
- (6) (請求人のうち2名が平成30年度までD自治連絡協議会の役員をされていたため、問題なのは平成31年度以降のことかとの問いに対して) 少なくとも平成31年度に限り問題が山積みである。
- (7) (請求人が渡したという27万円はいつ大津市から支出されたかとの問いに対して) 前年度(平成30年度)の10月1日から(翌年)3月31日までの見回りの委託料で(平成31年)4月以降に(支出され、お金が)出てくる。
- (8) (27万円を市に返せと言っておられるのかとの問いに対して) 市ではなく、D自治連絡協議会に返せ。行方不明を明らかにしろと言っている。
- (9) この前(9月下旬)、管財課長に会った。管財課長は、委託契約は領収書が要りませんと言い切った。(管財課長には、)おかしいと言って別れた。

## 2 市長からの意見書の提出及び関係職員の陳述の聴取

令和2年10月14日に本件職員措置請求に対して市長から意見書の提出があり、同日、監査室において、関係職員(管財課長、同課課長補佐、同課主幹(財産係長事務取扱)及び同係主査)から陳述の聴取を行った。

関係職員の陳述は意見書に沿ったものであり、これに記載のない事項についての陳述の概要は次のとおりである。

- (1) (請求人は元帳や予算差引簿の確認が必要と言っているがどう考えるかとの問いに対して) 決算書で補助対象を(絞って)、それに対して領収書の確認をしている。
- (2) (請求人の言う27万円は平成31年4月25日に振り込まれた委託料と考えるのはどのような理由かとの問いに対して) 委託の下半期分は3月に締めて、翌月4月に支払っている。D自治連絡協議会は、4月1日から(翌年)3月31日までに通帳に入金されたものをその年度の会計として処理しておられる。
- (3) 4月に入った委託料を、平成30年度のD自治連絡協議会会長と平成31年度のD自治連絡協議会会長で引き継ぐ話がつかなかった。橋本財産区管理会会長が、平成30年度のD自治連絡協議会会長のところへ行き、27万円を預かったことからお預かり書を発行された。
- (4) D自治連絡協議会の会計は、4月に入ったら次の人に引き継ぐ申し送りがどこかで崩れた。
- (5) (27万円は、平成30年度のD自治連絡協議会会長へ)平成31年度会計から渡されて、(平成30年度のD自治連絡協議会会長から橋本財産区管理会会長が預かり、平成31年度のD自治連絡協議会会長へ渡されたとのことで、)お預かり書が(令和2年)3月の日付なので、平成31年度会計に返されたと思う。
- (6) (管理委託は改善すべきことがあるのかとの問いに対して) 日付入りのパトロール中の写真を撮ってもらうなど、実績報告の証拠書類の厳格化を考えている。
- (7) (本件職員措置請求以前から地元で動きがあったが、対応が不十分だったのではないかとの問いに対して) おっしゃるとおりだと思う。
- (8) (令和2年5月の総務部長の指示が共有化できていなかったとの指摘に対して) 申し訳ありませんでした。
- (9) (D自治連絡協議会の会計監査員が内規に反しているとの主張に対してどう考えるかとの問いに対して) 内規にどこまで踏み込むかというところがある。小さい自治会などは出す側と受ける側で掛け持ちしている例はある。内規は地元が定められているので、地元の中で遵守いただくようお願いの範囲かと思う。会計監査員が違うから、監査が不適切とは言にくいと思う。

## 3 本案審査に係る判断

### (1) 本件職員措置請求の趣旨

請求書類及び意見陳述の趣旨から請求人が求める措置は次のとおりである。

ア D自治連絡協議会が橋本財産区の補助金を大津市長から受け取った事業について、完了に伴う検査を監査請求の「時効」の期限まで遡って監査し、不適正(不正行為)を明らかにして、補助金の返還命令をすること。

イ 財産区財産の管理業務の委託契約について、契約内容に疑義がある。昔から機密費：領収書の要らないお金だと聞いており、この際に改めるよう指摘をすること。

### (2) 監査委員の判断

#### ア 住民監査請求制度について

地方自治法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な「公金の支出」、「財産の取得、管理若しくは処分」、「契約の締結若しくは履行」若しくは「債務その他の義務の負担」(以上の4つの類型は、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)があると認めるとき、又は違法若しくは不当

に「公金の賦課若しくは徴収」若しくは「財産の管理」を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定しており、これは、住民に対し、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものである。

一方、平成2年6月5日の最高裁判決は、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し（中略）、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は右請求について監査する義務を負わないものといわなければならない。」としている。

さらに、住民監査請求の監査の対象となる財務会計行為等は、平成6年9月8日の最高裁判決によって支持された第一審判決において「地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならない」とされている。また、当該第一審判決は、「違法、不当な事由があるとしても、それが地方公共団体である市に損害をもたらすような関係にはないことが明らか」な財務会計行為等を、住民監査請求の対象となる財務会計行為等には該当しないとし、「原告の監査請求は、監査の対象とならない行為について監査を求めた不適法なものであり、これを却下した（中略）判断は適法であった」と判示している。

#### イ 財産区について

財産区は、地方自治法第1条の3第3項で特別地方公共団体とされており、また、同法第3編第4章に詳細な規定が置かれている。同法第294条は、市町村等の一部で財産を有しているものなどを財産区とし、財産の管理及び処分又は廃止については、同法の規定によるべきことなど、その基本的事項を定めている。同法第296条の2から第296条の4までには、財産区管理会についての規定があり、財産区管理会の権能や財産区管理委員の選任等について定めがされている。さらに、同法第296条の5では、財産区運営の基本原則等が定められている。

本市では、大津市財産区管理会条例（昭和42年条例第33号）によって、8つの財産区管理会を置くとともに、委員の選任について、「各財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、大津市の議会の議員の被選挙権を有するものうちから市長が選任する」と定めている。また、財産区の収入及び支出については、会計を分別するため特別会計を設置しているが、一般会計を始めとする他の会計と同様の会計処理を行っている。

なお、昭和29年3月9日付け行政実例は、財産区は監査委員を置くことはできず、財産区所在の市長村の監査委員が監査を行うとしている。

#### ウ 本件職員措置請求について

前述のア及びイの法の趣旨、判例等を参酌し、本件職員措置請求について、次のとおり判断する。

まず、本件職員措置請求は、橋本財産区に関する請求であるが、昭和29年3月9日付け行政実例にあるとおり、当監査委員が取り扱うものである。

次に、請求人から提出のあった請求書類により第1の3に記載している請求の要旨に関して、地方自治法第242条第1項に定める類型に該当すると考えられるのは、公金の支出並びに契約の締結及び履行である。本件職員措置請求で請求人が求めている事項のうちこれに該当しないものは、同法上の住民監査請求の対象とされているものとは認められない。

また、平成2年6月5日の最高裁判決によると、住民監査請求は、「当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを」要するとされている。本件職員措置請求に関して、この点を見るに、補助金に関しては、橋本財産区に係るD自治連絡協議会への補助金のことを言っているが、いつ、何の目的で支払われた補助金についての監査を請求しているのか、提出書類及び陳述を通じて個別的、具体的に示されたとはいえない。一方、委託に関しては、橋本財産区財産の管理業務の委託の契約についての監査を請求していると考えられる。

なお、請求人は、監査請求の「時効」の期限まで何年か遡っての監査を求めているが、地方自治法第242条第2項は、住民監査請求は、「当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない」と規定している。この点、同項ただし書で「正当な理由があるときは、この限りでない」とされており、請求人も1年以上経過していても請求ができるはずだと述べているが、正当な理由についての具体的な主張はなされなかった。

ところで、平成6年9月8日の最高裁判決によって支持された第一審判決によると、住民監査請求

の監査の対象となる財務会計行為等は、「地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならない」とされている。しかし、住民監査請求の対象となる財務会計行為等に関して、請求人は請求書類及びこれに添付された事実を証する書面において損害額を記載せず、また、陳述においても、市が受ける損害については明らかにしていない。

したがって、本件職員措置請求においては、請求書類その他を総合しても、公金の支出並びに契約の締結及び履行に関して、実態的な損害の発生的事实を明らかにし、具体的に摘示されているとは言えないと解する。

### 第3 結論

以上のことから、第2の3(1)の本件職員措置請求については、要件を満たさない不適法なものと判断し、却下する。

### 第4 意見

本件職員措置請求に対する判断については、前述のとおり措置請求の要件を満たしていないものとの結論に至ったが、以下のとおり当該請求の審査に当たり意見を付す。

#### (1) 情報共有と市民への説明責任について

本件職員措置請求に至った経緯は、市民が財産区関係の補助事業等の執行について疑義を抱き、その内容について総務部管財課に対し説明を求めたが、速やかな対応がなされず、説明責任が果たされなかったことが要因の一部であると考えられる。

令和2年5月下旬、総務部長宛てに、財産区補助金に関する疑義があり、指導されたい旨を申し出る文書が送付され、総務部長から管財課に対し丁寧な対応を行うよう指示がなされた。

しかし、この内容は、管財課内での情報共有がなされず、また、当該申出人への対応が行われないまま、本件職員措置請求がなされた後、同年9月下旬になって管財課から当該申出人に対する説明がなされている。

本市では、平成24年に市民の市政に対する信頼を確保することを目的に大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成23年条例第48号）を制定し、大津市コンプライアンス推進指針を策定して、その具現化に努めている。

この指針の中で、市民への説明責任として、市職員は、職務の執行について、市民の納得を得るに足る説明責任があることを常に認識しなければならないとし、また、情報の共有化の推進として、職員間の連絡報告を密にし、行政組織として情報の共有化を図ることにより、もって公正・透明な行政運営を目指すとしている。

今後は、当該条例の目的と指針の趣旨を十分理解し、親切・丁寧な対応により市民への説明責任を果たし、市政に対する信頼の確保に努められたい。

#### (2) 補助金交付事務の適正な執行管理について

財産区が存する区域の自治会等に対する運営費補助については、令和元年度に実施した定期監査の結果、補助金額の変更までは至らなかったものの、管財課に対し書類の整理や交付手続における適正な事務の執行を求めているところである。

その対応として、管財課では、チェックシートを用いての書類審査や複数人での確認、補助事業者ごとの進捗管理の徹底、補助事業者に対して手引を配布するなど、適正な補助金交付事務を行うこととされている。

今後、補助金交付事務に当たり、大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）など関係規定を遵守するとともに、これらの的確な事務管理に努められたい。

#### (3) 財産区財産の管理業務の委託について

橋本財産区においては、財産区財産の巡回監視業務その他の管理業務を、随意契約によりD自治連絡協議会に委託している。

管財課は、その業務内容、特に数量について、委託料の算定に見合った形で明確にして仕様書を作成し、契約を締結する必要がある。

また、管財課は、当該契約について、請求人はもとより、広く市民から事業の実施について疑念を抱かれることのないよう、更なる透明性を確保するため、巡回監視実施の証拠となる写真の提出を求めるなど、当該委託事業の検査方法の改善、見直しに取り組まれたい。

別記

意見書

### 1 措置請求の要旨

#### (1) 財産区関係の補助金の交付に係る事業の完了に伴う監査（検査）について

財産区補助金は、財産区区域の地域住民団体に対し、大津市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）及び補助金交付基準の規定に則り、自治会館等の新築事業や地域の防犯・防災対策事業、自治連合会館や自治会館等の管理運営事業、自治連合会や自治会等の運営事業等に対し、財産区財産の貸付けや処分によって得られた対価を財源として補助金を予算の範囲内で交付することにより、財産区区域の地域住民の福祉増進に寄与することを目的としている。

補助対象となる事業は、①自治連合会、自治会等建設事業費補助金、②自治連合会、自治会等活動事業費補助金、③自治連合会館、自治会館等管理運営費補助金、④自治連合会、自治会等運営費補助金の4種類の補助メニューを設けている。①自治連合会、自治会等建設事業費補助金は、自治会館等の新築や改築事業又は附属施設等の設置事業、或いは、地域のインフラ整備等の建設事業に対し、施設等に係る建設事業費を補助対象経費として補助するものである。②自治連合会、自治会等活動事業費補助金は、地域住民の美化清掃事業や防犯・防災対策事業、また、各種の活動事業に対し、地元住民団体の地域活動事業の経費を補助対象経費として補助するものである。③自治連合会館、自治会館等管理運営費補助金は、自治連合会館、自治会館等の管理運営事業に対し、会館の管理運営に係る光熱水費や維持修繕費を補助対象経費として補助するものである。④自治連合会、自治会等運営費補助金は、自治連合会や自治会等の運営事業に対し、地元団体の運営経費を補助対象経費として補助するものである。

財産区補助金に係る事務については、交付規則及び大津市財務規則（平成9年規則第73号。以下「財務規則」という。）の規定に則って執り行い、交付規則第4条に基づく補助金等の交付申請があったときは、交付規則第5条に基づき当該申請書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が、法令及び大津市補助制度適正化基本方針に基づき定めた補助金交付基準並びに予算の定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかを審査し、補助金等の交付の決定を行っている。交付申請書に添付すべき資料は、補助金交付基準や財産区補助金交付申請の手引に明記され、それら関係書類をもって審査を実施している。建設事業費補助金等の事業費については、交付申請書に添付されている見積書の内容について、本市建設部建築課の査定を受け、金額の妥当性の確認を行っている。

また、補助事業等が完了したときは、交付規則第14条に基づき補助事業等の成果が記載された実績報告書を、交付規則第15条に基づき当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定しているものである。実績報告書には、領収書の写し等証拠書類や当該年度の運営費の決算書等の添付を求め審査するとともに、必要に応じて現地での完工確認を実施している。

交付規則第15条の規定による額の確定により、交付規則第18条の規定による補助金の交付の請求があったときは、財務規則第64条第2項に規定される事項を確認した上で、財務規則第65条の規定による支出命令書を作成し、会計管理者に送付・審査を受け、財務規則第92条第1項の規定により、原則として、財務規則第71条の規定による支出金の請求又は受領の権限が委任されている場合を除き、債権者である補助事業者への口座振替払の方法により支払われる。

なお、④自治連合会、自治会等運営費補助金では交際費、慶弔費、祭礼費等、社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費や、懇親会、慰労会等での飲食代、飲酒経費、寄付金や積立金等の経費を補助対象外経費としている。

財産区区域の地域住民団体等の補助事業者に、補助金に対する正しい認識を醸成し、適正な補助金事務を行っていただけるよう、財産区補助金交付申請の手引を平成30年度に作成し、補助事業者に対し配布するとともに、適宜、見直しを実施し、その都度、補助事業者に周知している。

このように、補助金の事務の執行に当たっては、交付規則及び財務規則に則り、適切に処理しており、何ら違法性はない。

#### (2) 監査請求の「時効」まで、何年か遡って厳しく監査して欲しいについて

地方自治法第242条第2項の規定により、財務会計上の行為において、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担を請求の対象とする場合は、該当する行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。

よって、本件請求については、行為のあった日又は終わった日から1年を経過しない行為のみについて



対象となる。

- (3) 自治連絡協議会長の経験者二人の保存していた参考資料について  
本件請求については、本市が関与する事項ではない。
- (4) 「財産区財産管理委託契約」について

財産区財産における盗伐、土砂盗掘、山菜盗掘による堤体破壊、安全施設（フェンス等）の破損、不意の出水による溢水、ごみの不法投棄、不法占用、堤体雑木の除去など日常の管理業務は多く、管理者自らでは、その適正な管理を期し難いのが実態である。このため、財産区財産の善良な管理を図ることを目的に、この業務を地域の实情に精通した地元自治連合会や自治会等（以下「受託者」という。）に委託している。

その主な委託業務の内容は、①財産区財産の定期的な巡回監視用務、②第三者に対する財産区財産の境界に関する確認用務、③雑木除去等の美化清掃用務、④財産区管理委員との連絡・調整用務であり、各財産区における財産区財産の総面積を基準として委託料を算出し、財産区管理者と各受託者との間で委託契約を締結している。

委託業務の報告・検査については、受託者は、委託業務実施報告書を作成して毎月末までに財産区管理者に報告するものとし、その報告書により委託業務の実施状況を確認し、適正に業務が履行されていることが認められれば、受託者から提出された請求書に基づき、上半期分は10月に、下半期分は4月に指定された口座宛てに委託料を支払うものとしている。

- (5) 「監査請求事由説明書」について  
以下で述べるとおり

## 2 監査請求事由説明書

- (1) 第1の3(3)アについて  
本件請求については、本市が関与する事項ではない。
- (2) 第1の3(3)イについて  
本件請求については、本市が関与する事項ではない。
- (3) 第1の3(3)ウについて

財産区補助金は、財産区区域の地域住民団体に対し、交付規則及び補助金交付基準の規定に則り、自治会館等の新築事業や地域の防犯・防災対策事業、自治連合会館や自治会館等の管理運営事業、自治連合会や自治会等の運営事業等に対し、財産区財産の貸付けや処分によって得られた対価を財源として補助金を予算の範囲内で交付することにより、財産区区域の地域住民の福祉増進に寄与することを目的としている。

補助対象となる事業は、①自治連合会、自治会等建設事業費補助金、②自治連合会、自治会等活動事業費補助金、③自治連合会館、自治会館等管理運営費補助金、④自治連合会、自治会等運営費補助金の4種類の補助メニューを設けている。①自治連合会、自治会等建設事業費補助金は、自治会館等の新築や改築事業又は附属施設等の設置事業、或いは、地域のインフラ整備等の建設事業に対し、施設等に係る建設事業費の経費を補助対象経費として補助するものである。②自治連合会、自治会等活動事業費補助金は、地域住民の美化清掃事業や防犯・防災対策事業、また、各種の活動事業に対し、地元住民団体の地域活動事業の経費を補助対象経費として補助するものである。③自治連合会館、自治会館等管理運営費補助金は、自治連合会館、自治会館等の管理運営事業に対し、会館の管理運営に係る光熱水費や維持修繕費を補助対象経費として補助するものである。④自治連合会、自治会等運営費補助金は、自治連合会や自治会等の運営事業に対し、地元団体の運営経費を補助対象経費として補助するものである。

財産区補助金に係る事務については、交付規則及び財務規則の規定に則って執り行い、交付規則第4条に基づく補助金等の交付申請があったときは、交付規則第5条に基づき当該申請書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が、法令及び大津市補助制度適正化基本方針に基づき定めた補助金交付基準並びに予算の定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないか等を審査し、補助金等の交付の決定を行っている。交付申請書に添付すべき資料は、補助金交付基準や財産区補助金交付申請の手引に明記され、それら関係書類をもって審査を実施している。建設事業費補助金等の事業費については、交付申請書に添付されている見積書の内容について、本市建設部建築課の査定を受け、金額の妥当性の確認を行っている。

また、補助事業等が完了したときは、交付規則第14条に基づき補助事業等の成果が記載された実績報告書を、交付規則第15条に基づき当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定しているものである。実績報告書には、領収書の写し等証憑書類の添付を求めるとともに、必要に応じて現地での完工確認を実施している。

交付規則第15条の規定による額の確定により、交付規則第18条の規定による補助金の交付の請求があつ

たときは、財務規則第64条第2項に規定される事項を確認した上で、財務規則第65条の規定による支出命令書を作成し、会計管理者に送付・審査を受け、財務規則第92条第1項の規定により、原則として、財務規則第71条の規定による支出金の請求又は受領の権限が委任されている場合を除き、債権者である補助事業者に対し、口座振替払の方法により支払われる。

なお、④自治連合会、自治会等運営費補助金では交際費、慶弔費、祭礼費等、社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費や、懇親会、慰労会等での飲食代、飲酒経費、寄付金や積立金等の経費を補助対象外経費としている。

財産区区域の地域住民団体等の補助事業者に、補助金に対する正しい認識を醸成し、適正な補助金事務を行っていただけるよう、財産区補助金交付申請の手引を平成30年度に作成し、補助事業者に対し配布するとともに、適宜、見直しを実施し、その都度、補助事業者に周知している。

本件請求の対象として掲げられる平成30年度にD自治連絡協議会に対し交付されたD自治連絡協議会運営費補助について、D自治連絡協議会から平成30年4月1日付けで本市に対し提出された平成30年度D自治連絡協議会運営費補助事業交付申請書並びに申請書に添付されている事業計画書、資金計画書、予算書及び同意書を基に事業内容等の審査を行っている。予算書の収入の部には申請額と同額の財産区運営補助が計上されており、支出の部では交際費、慶弔費、祭礼費等を補助対象外とした額を補助対象経費として精査し、その事業内容が地域住民の公共福祉に寄与するとともに、補助金の支出についても妥当性が認められることから、補助金の交付を決定し、当該申請者宛て交付決定通知書を発出した。

D自治連絡協議会から平成31年3月31日付けで本市に対し提出された平成30年度D自治連絡協議会運営費補助事業実績報告書並びに実績報告書に添付されている事業実績書、財産区補助金確定書、領収書の写し及び決算書を基に審査を行い、補助対象金額相当分の証憑書類の添付により、補助対象経費の適正な経理が確認できたことから、補助金の額を確定し、当該補助事業者宛て交付決定通知書を発出した。

また、令和元年度にD自治連絡協議会に対し交付されたD自治連絡協議会運営費補助について、D自治連絡協議会から平成31年4月1日付けで本市に対し提出された平成31年度D自治連絡協議会運営費補助事業交付申請書並びに申請書に添付されている事業計画書、資金計画書、予算書及び同意書を基に事業内容等の審査を行っている。予算書の収入の部には申請額と同額の財産区運営補助が計上されており、支出の部では交際費、慶弔費、祭礼費等を補助対象外とした額を補助対象経費として精査し、その事業内容が地域住民の公共福祉に寄与するとともに、補助金の支出についても妥当性が認められることから、補助金の交付を決定し、当該申請者宛て交付決定通知書を発出した。

D自治連絡協議会から令和2年3月31日付けで本市に対し提出された令和元年度（平成31年度）D自治連絡協議会運営費補助事業実績報告書並びに実績報告書に添付されている事業実績書、財産区補助金確定書、領収書の写し及び決算書を基に事業完了の審査を行っている。

(4) 第1の3(3)エについて

橋本財産区の保有金については、財産区管理者の津市長において財産区特別会計で適正に管理しており、その保有金の経理については、財務規則等に基づき、適正に事務処理を行っている。

財産区特別会計については、毎年9月頃に各財産区管理会において来年度の予算編成を行っており、補助金については、地域住民団体から補助金事業のヒアリングを実施し、その事業内容が地域住民の公共福祉に寄与されること、補助金支出の必要性が認められることを判断した上で財産区会計概算要求書として取りまとめられ、財産区に関する事務を所管する本市総務部管財課において予算要求を経た上で、市議会に上程され、審議を経て議決を得て成立している。

補助事業の執行者である地域住民団体においても、大津市との補助金事務や財産区補助金交付申請の手引等を通じて、公金として認識してもらっている。

(5) 第1の3(3)オについて

財産区とは、「市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村の廃置分合若しくは境界変更の際の関係地方公共団体の財産処分に関する協議に基づいて市町村の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの」（地方自治法第294条第1項）をいい、市町村の一部が財産を有し又は公の施設を設けている場合で、所有する財産の管理及び処分又は廃止の機能のみ認められた特別地方公共団体（地方自治法第1条の3第3項）である。

会計については、地方自治法第294条第3項において、「地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない。」と定められており、大津市においては、大津市特別会計条例（昭和39年条例第16号）の規定により財産区特別会計を設け財務処理を行っている。

議会との関わりについては、財産区特別会計が大津市の公金となるため、特別会計の予算・決算についての議決を得ている。

税金の公金と財産区の公金の違いについては、本市の予算において歳入・歳出科目が設定されているこ

とから、公金という枠組みの中では双方同一である。

地方自治法（抜粋）

（地方公共団体の種類）

第1条の3 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

2 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

3 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

（会計の区分）

第209条 普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

（財産区の意義及びその運営）

第294条 法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの（これらを財産区という。）があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。

2 前項の財産又は公の施設に関し特に要する経費は、財産区の負担とする。

3 前二項の場合においては、地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない。

大津市特別会計条例（抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業に関する経理を適正に行うため設置する。

(3) 財産区特別会計 財産区財産管理事業

(6) 第1の3(3)カについて

財産区補助金に係る事務については、交付規則の規定に則って執り行い、交付規則第4条に基づく補助金等の交付申請があったときは、交付規則第5条に基づき当該申請書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が、法令及び大津市補助制度適正化基本方針に基づき定めた補助金交付基準並びに予算の定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び事業計画の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないか等を審査し、補助金等の交付の決定を行っている。交付申請書に添付すべき資料は、補助金交付基準や財産区補助金交付申請の手引に明記され、それら関係書類をもって審査を実施している。建設事業費補助金等の対象となる事業費については、交付申請書に添付されている見積書の内容について、本市建設部建築課の査定を受け、金額の妥当性の確認を行っている。

また、補助事業等が完了したときは、交付規則第14条に基づき補助事業等の成果概要が記載された実績報告書を、交付規則第15条に基づき当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定するものである。実績報告書には、領収書の写し等証憑書類の添付を求め、支払等の事実を確認するとともに、必要に応じて現地での完工確認を実施している。

なお、④自治連合会、自治会等運営費補助金では交際費、慶弔費、祭礼費等、社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費や、懇親会、慰労会等での飲食代、飲酒経費、寄付金や積立金等の経費を補助対象外経費としている。

財産区区域の地域住民団体等の補助事業者に、補助金に対する正しい認識を醸成し、適正な補助金事務を行っていただけるよう、財産区補助金交付申請の手引を平成30年度に作成し、補助事業者に対し配布するとともに、適宜、見直しを実施し、その都度、補助事業者に周知している。

このように、補助金の事務の執行に当たっては、交付規則に則り、適切に処理しており、何ら違法性はない。

(7) 第1の3(3)キについて

地域住民団体が保有する書類審査については、補助金事務における審査過程で、予算書、決算書、事業計画書、事業報告書、領収書の写し等の確認をもって行うとともに、令和元年度の財務監査（定期監査）

の結果において、適正な補助金事務の執行について改善を求められたことから、新たに補助金チェックシートを作成し審査に活用するとともに、証憑書類の確認を複数人で行うように改め、書類審査の適正化と交付規則の遵守に努めている。

また、補助金事務の指導については、財産区区域の地域住民団体等の補助事業者に、補助金に対する正しい認識を醸成し、適正な補助金事務を行っていただけるよう、財産区補助金交付申請の手引を平成30年度に作成し、補助事業者に対し配布するとともに、適宜、見直しを実施し、その都度、補助事業者に周知している。

(8) 第1の3(3)クについて

ア 財産区財産委託契約についてであるが、財産区財産における盗伐、土砂盗掘、山菜盗掘による堤体破壊、安全施設（フェンス等）の破損、不意の出水による溢水、ごみの不法投棄、不法占用、堤体雑木の除去など日常の管理業務は多く、管理者自らでは、その適正な管理を期し難いのが実態である。このため、財産区財産の善良な管理を図ることを目的に、この業務を地域の実情に精通した受託者に委託している。

その主な委託業務の内容は、①財産区財産の定期的な巡回監視用務、②第三者に対する財産区財産の境界に関する確認用務、③雑木除去等の美化清掃用務、④財産区管理委員との連絡・調整用務であり、各財産区における財産区財産の総面積を基準として委託料を算出し、財産区管理者と各受託者との間で委託契約を締結している。委託業務の報告・検査については、受託者は、委託業務実施報告書を作成して財産区管理者に毎月末までに報告するものとし、その報告書により委託業務の実施状況を確認し、適正に業務が履行されていることが認められれば、受託者から提出された請求書に基づき、上半期分は10月に、下半期分は4月に指定された口座宛てに委託料を支払うものとしている。

なお、本件請求の対象として掲げられるD自治連絡協議会との間で締結した委託契約（橋本財産区財産の管理業務の委託）については、毎年、4月1日から翌年3月31日までを委託期間として4月1日付けで委託契約を締結しており、委託契約書第3条第1項の規定に基づき、受託者であるD自治連絡協議会から毎月末に委託業務報告書の提出を求め、その報告書を基に委託業務の履行確認を行った結果、委託業務の実施状況が良好であると認められれば、委託契約書頭書第4項に規定された委託料を受託者に対し支出するものである。

事実、平成30年度及び令和元年度にD自治連絡協議会との間で締結した委託契約（橋本財産区財産の管理業務の委託）については、各年度4月1日から翌年3月31日までを委託期間として4月1日付けで委託契約を締結した。委託契約書第3条第1項の規定に基づき、受託者であるD自治連絡協議会から毎月末に委託業務報告書の提出があり、その報告書を基に委託業務の履行確認を行った結果、委託業務の実施状況が良好であると認められたため、委託契約書頭書第4項に規定された委託料を業務履行の対価として受託者であるD自治連絡協議会に対し支出したものであり、支出経費の一部を助成支援する補助金とは異なり、領収書の提出を求めることを必要としないことから、何ら違法な支出でない。

なお、先の令和元年度（平成31年度）D自治連絡協議会運営費補助事業実績報告書に添付されているD自治連絡協議会平成31年度一般会計決算書によると、収入の部には助成金・補助金の項目欄に財産区管理業務費として計上され、支出の部では事業費の項目欄に財産区管理業務費として計上されていることを確認している。

イ 本件請求のD自治連絡協議会の「機密費」については、本市が関与する事項ではない。

ウ 本件請求のD自治連絡協議会の大会問題とされる財産区管理委員と自治連絡協議会の職責については、本市が関与する事項ではない。

エ 委託契約についてであるが、財産区財産における盗伐、土砂盗掘、山菜盗掘による堤体破壊、安全施設（フェンス等）の破損、不意の出水による溢水、ごみの不法投棄、不法占用、堤体雑木の除去など日常の管理業務は多く、管理者自らでは、その適正な管理を期し難いのが実態である。このため、財産区財産の善良な管理を図ることを目的に、財産区管理会と協議を行い、この業務を地域の実情に精通した受託者に委託しているものである。

オ 委託契約の意義については、財産区財産における盗伐、土砂盗掘、山菜盗掘による堤体破壊、安全施設（フェンス等）の破損、不意の出水による溢水、ゴミの不法投棄、不法占用、堤体雑木の除去など財産区財産の善良な管理を図ることである。

カ 委託契約が不正事実を正当化したとの主張については、当該委託業務は財産区財産における盗伐、土砂盗掘、山菜盗掘による堤体破壊、安全施設（フェンス等）の破損、不意の出水による溢水、ゴミの不法投棄、不法占用、堤体雑木の除去など財産区財産の善良な管理を図るものであり、適正に執行している。

よって、不正な支出はなく、それを正当化した事実はない。

キ 財産区管理委員会会長については、財産区区域内の自治組織であるD自治連絡協議会に財産区管理委員の推薦を依頼し、D自治連絡協議会から推薦された者を大津市財産区管理条例に基づき、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、大津市の議会の議員の被選挙権を有するものうちから市長が選任した財産区管理委員7人の互選によるものである。

よって、財産区管理委員会会長の選任は、地域の意向を尊重したものである。

ク 「お預かり書」問題に関する現金の不明瞭な経理処理については、財産区に係る会計については、大津市財産区特別会計を設け会計処理を行うものであり、財産区管理委員会が自身で会計処理を行うことはない。

本件請求の27万円の「お預かり書」問題については、令和2年10月12日にD財産区管理委員会会長に聴き取りを行ったところ、「当該27万円は、平成30年度にD自治連絡協議会との間で締結した委託契約（橋本財産区財産の管理業務の委託）に基づく第2回支払い分として、平成31年4月25日付けでD自治連絡協議会口座に振り込まれた委託料であり、D自治連絡協議会の会計においては、平成31年度の会計で処理すべきものとなっている。しかしながら、その相当額が、平成30年度の前D自治連絡協議会会長に渡っていたことから、財産区管理委員会会長の判断で、平成30年度の前D自治連絡協議会会長から一旦預かり、平成31年度の現D自治連絡協議会会長に渡し、D自治連絡協議会の会計に入金処理した。」とのことである。

また、自治連絡協議会と財産区の長による前D自治連絡協議会会長に対する不当な委託料返還実施や元D自治連絡協議会会長に対する委託料返還の強要についてであるが、財産区管理委員会の会議を招集する場合は、大津市財産区管理条例第6条の規定では、会長がこれを招集し、開会の日の前7日までに会議に付すべき事件を示してこれを委員に通知するとともに、その旨を市長に通知するものと規定されている。しかしながら、本請求の添付資料として提出された資料4の日程において、本市は会議開催の通知は受領していないため、正式な財産区管理委員会の会議ではないことから、本市が関与する事項ではない。

財産区補助金に係る事務については、交付規則及び財務規則の規定に則って執り行い、補助金交付基準の規定及び財産区補助金交付申請の手引に明記された関係書類をもって審査を実施している。建設事業費補助金等の事業費については、交付申請書に添付されている見積書の内容について、本市建設部建築課の査定を受け、金額の妥当性の確認を行っている。また、実績報告時には、領収書の写し等証憑書類の添付を求めるとともに、必要に応じて現地での完工確認を実施するなど補助金の適正化に努めている。

ケ 本件請求の自治連絡協議会会長の選任については、本市が関与する事項ではない。

コ 本件請求の自治会長を選ばれた住居と異なるについては、本市が関与する事項ではない。

サ 財産区財産のため池の埋立てについては、その財産の形態又は機能を変更する処分に該当することから、大津市財産区管理条例第8条に基づく財産区管理委員会の同意を要する事項であるため、本市と財産区管理委員会との間で協議することになるが、自治連絡協議会会長が水利組合の代表に話を持ち掛けていることについては、管理委託契約とは無関係な事項であり、本市が関与する事項でない。

なお、ため池の埋立てに関して、自治連絡協議会会長と水利組合の代表が協議することについて、それを市が拒むものではない。

シ 管財課としては、財産区区域の地域住民団体等の補助事業者に、補助金に対する正しい認識を醸成し、適正な補助金事務を行っていただけるよう、財産区補助金交付申請の手引を平成30年度に作成し、補助事業者に対し配布するとともに、補助金の交付申請書や実績報告書の作成に当たっても相談に対応するなど適切に指導している。

また、委託契約についてであるが、財産区財産における盗伐、土砂盗掘、山菜盗掘による堤体破壊、安全施設（フェンス等）の破損、不意の出水による溢水、ごみの不法投棄、不法占用、堤体雑木の除去など日常の管理業務は多く、管理者自らでは、その適正な管理を期し難いのが実態である。このため、財産区財産の善良な管理を図ることを目的に、財産区管理委員会と協議を行い、この業務を地域の実情に精通した受託者に委託しているものであって、その委託の必要性や業務の範囲は、財産区管理委員会や受託者である自治連絡協議会には十分理解してもらっている。

また、補助金と委託料の性質の違いについても理解してもらっている。

ス 財産区管理委員と自治会関係の在り方については、財産区管理委員は特別職非常勤職員の身分を有し、大津市財産区管理条例第8条に規定されている財産区管理委員会の同意を要する事項について審議するものであり、自治会関係者との関係についてまで本市が関与する事項ではない。

財産区補助金に係る事業の執行については、交付規則及び財務規則の規定に則って執り行い、補助金交付基準の規定及び財産区補助金交付申請の手引に明記された関係書類をもって審査を実施している。建設事業費補助金等の事業費については、交付申請書に添付されている見積書の内容について、本市建

設部建築課の査定を受け、金額の妥当性の確認を行っている。また、実績報告時には、領収書の写し等証憑書類の添付を求めるとともに、必要に応じて現地での完工確認を実施するなど補助金の適正化に努めている。

セ 自治会については、一定の地域に住む人々が、自治意識に基づき仲良く助け合って暮らしていく組織である。すなわち自分たちの自由な意思により、住民福祉の増進と地域社会の発展を目的とし、地域の親睦と相互扶助により自主的に組織された任意の団体である。

ソ 財産区の管理委員の選任については、財産区区域内の自治組織であるD自治連絡協議会に財産区管理委員の推薦を依頼し、D自治連絡協議会から推薦された者を大津市財産区管理条例に基づき、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、大津市の議会の議員の被選挙権を有するもののうちから市長が選任しているが、本市としては、旧七町の自治会からの選任を求めるものではない。

タ 本件請求の財産区管理委員の選任の歴史については、本市が関与する事項ではない。

チ 本件請求の旧七町の自治会員の中から選任されてきたとのF独自の歴史については、本市が関与する事項ではない。

ツ 本件請求の結果の報告に係る責任については、本市が関与する事項ではない。

(9) 第1の3(3)ケについて

本件請求の27万円の「お預かり書」問題については、令和2年10月12日に橋本財産区管理会会長に聴き取りを行ったところ、「当該27万円は、平成30年度にD自治連絡協議会との間で締結した委託契約（橋本財産区財産の管理業務の委託）に基づく第2回支払分として、平成31年4月25日付けでD自治連絡協議会口座に振り込まれた委託料であり、D自治連絡協議会の会計においては、平成31年度の会計で処理すべきものとなっている。しかしながら、その相当額が、平成30年度の前D自治連絡協議会会長に渡っていたことから、財産区管理会会長の判断で、平成30年度の前D自治連絡協議会会長から一旦預かり、平成31年度の現D自治連絡協議会会長に渡し、D自治連絡協議会の会計に入金処理した。」とのことである。

(10) 第1の3(3)コについて

本件請求については、本市が関与する事項ではない。

(11) 第1の3(3)サについて

補助金については、不適切なものはなく、返還を求めるべきものはない。

(12) 第1の3(3)シについて

財産区補助金に係る事務については、交付規則及び財務規則の規定に則って執り行い、補助金交付基準の規定及び財産区補助金交付申請の手引に明記された関係書類をもって審査を実施している。建設事業費補助金等の事業費については、交付申請書に添付されている見積書の内容について、本市建設部建築課の査定を受け、金額の妥当性の確認を行っている。また、実績報告時には、領収書の写し等証憑書類の添付を求めるとともに、必要に応じて現地での完工確認を実施するなど補助金の適正化に努めている。

(13) 第1の3(3)スについて

交付規則及び財務規則に則り適正に財産区補助金事務を執り行っている。

補助金交付基準や財産区補助金交付申請の手引に基づき添付書類を確認するとともに、補助金を適正に交付している。

補助事業の取扱いについて、財産区補助金交付申請の手引に基づき指導を行っている。

(14) 第1の3(3)セについて

本件請求に係る自治会運営に関することについては、本市が関与する事項ではない。

また、本市の公金の取扱いについては、前述したとおり、適正な処理に努めている。

(15) 第1の3(3)ソについて

本件請求については、本市が関与する事項ではない。

本市としては、引き続き、交付規則等の関係法令に則り、公正な会計事務の遂行に努めていく。